

見附市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年12月26日

見附市長 稲田亮

見附市規則第28号

見附市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

見附市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年見附市規則第7号）の
一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第15号及び様式第24号中「又は住民基本台帳カード（住所
記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月29日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使
用することができる。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の見附市個人情報の保護に關
する法律等施行規則に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後
の見附市個人情報の保護に関する法律等施行規則の規定に基づいて提出された
書類とみなす。